

# ネット上の人権侵害

－被害者にも加害者にもならない努力－

佐藤佳弘

(株) 情報文化総合研究所、武蔵野大学

---

はじめに

## 1. ネット社会の現状

クイズ

- (1) 50 年前に描いた未来社会
- (2) たどり着いた現代社会
- (3) ハイテク犯罪の相談件数
- (4) ネット上の人権侵犯事件数
- (5) ハインリッヒの法則

## 2. ネット上での人権侵害

- (1) 名誉毀損☆
- (2) 侮辱☆
- (3) 信用毀損
- (4) 脅迫
- (5) さらし (個人情報、プライバシー)
- (6) ネットいじめ (学校裏サイト、なりすまし)
- (7) 児童ポルノ☆
- (8) セクハラ☆
- (9) 部落差別☆

### 3. 安心・安全のネット社会へ

#### 3.1 法的な整備

- (1) プロバイダ責任制限法
- (2) 児童ポルノ法 と所持

#### 3.2 自治体の取り組み

- (1) 「有害」書き込み禁止条例（岡山市）
- (2) インターネットステーション（奈良県）
- (3) 弘大ネットパトロール隊（青森県弘前市）

#### 3.3 民間の取り組み

- (1) Mobage（モバゲー）
- (2) mixi（ミクシィ）

#### 3.4 今後の課題

- (1) 法的整備
- (2) ネット監視の展開
- (3) 意識向上、モラル教育

クイズの答え

さいごに

ご質問がありましたら遠慮なくどうぞ

佐藤佳弘（SATO, Yoshihiro）

E-mail: [icit.sato@nifty.com](mailto:icit.sato@nifty.com)

<http://www.icit.jp/>

（株）情報文化総合研究所 代表取締役所長  
223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東 5-52-14

# クイズー人権侵害

○ か × で答えましょう。

No	問題	答え
1	ネット掲示板での悪口は、名誉毀損罪になることがある。	
2	人をバカにする発言は、罰金になっても拘留されることはない。	
3	メールでの暴言は、名誉毀損罪や侮辱罪にはならない。	
4	17歳の高校生のヌードは児童ポルノである。	
5	メールにハートマークを使うとセクハラになることがある。	
6	プロバイダは相当の理由があれば、無断で書き込みを削除できる。	
7	ネットで児童ポルノを購入する行為は違法である。	
8	モバゲーを利用している時、カキコは監視されている。	
9	サイト運営者には書き込みを常時監視する義務はない。	
10	韓国ではネットに接続する度に本人確認が必要である。	

【拘留(こうりゅう)】1日以上 30 日未満の範囲で拘留所に収容すること。

【拘留所(こうちしょ)】被疑者、刑事被告人、死刑確定者、懲役受刑者を収容する法務省の施設。主として刑事裁判が確定していない者を収容する。

【モバゲー】DeNA 社が運営する日本最大の携帯電話ポータルサイト。

【カキコ】ネット掲示板に書き込みをすること。